

自由金利型定期預金（M型）規定

第1条(預金の支払時期)

自由金利型定期預金（M型）（以下、「この預金」という）は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

第2条(利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」という）および証書または通帳記載の利率（以下、「約定利率」という）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」という）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下、「自由金利型2年定期預金（M型）」という）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - A 現金で受取る場合には、証書の受取欄または、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、証書または通帳とともに提出してください。
 - B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下、「中間利息定期預金」という）とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。
 - ② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず、約定日数について約定利率によって6か月複利の方法によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
 - ③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から

解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。また、利率が解約日における、普通預金の利率を下回る時は、普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

I. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- ③ 1年以上3年未満 約定利率×70%

II. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%

III. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- ⑦ 3年以上5年未満 約定利率×90%

IV. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%

- ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- ⑦ 3年以上4年未満 約定利率×80%
- ⑧ 4年以上5年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第3条(中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、証書または通帳とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときも、前記②と同様とします。

第4条(預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、証書または通帳とともに提出してください。

第5条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以 上